

平成28年3月3日

測量・調査・設計における
四日市市内受任者の認定を希望される事業者の方へ

測量・調査・設計における四日市市内受任者の認定基準要領の改正について

四日市市では、測量等の一般競争入札参加資格における「市内受任者」の適正な運用のために、平成21年度から「測量・調査・設計における四日市市内受任者の認定基準要領」を定め、当該認定基準に定める要件を満たす支社等を「市内受任者」として認定しているところです。

今回、これまで実施してきた認定状況を踏まえ、市内受任者認定の要件について、さらに具体的かつ明確にするために認定基準を見直すとともに、認定後についても、毎年1月頃に継続調査を行うこととしましたのでお知らせします。

なお、初回の継続調査は平成29年1月に予定しておりますが、それまでの間に落札候補者となった方については、下記のとおり、参加資格の審査時に継続調査を行います。

記

1. 参加資格の審査時に実施する継続調査の対象者について

- (1) 対象案件
 - ・測量・調査・設計における事後審査型一般競争入札で「市内受任者」の住所要件が設定されているもの
- (2) 対象者
 - ・上記の対象案件で落札候補者となった者のうち、市内受任者の者

2. 提出方法について

対象となる落札候補者は、下記の書類を期限内に調達契約課まで提出してください。

- (1) 提出書類
 - ①【様式第2号】事務所に係る調査票（継続調査用）
 - ②直近1ヵ月分の常勤職員の勤務日数、勤務時間の記録（タイムカード・出勤簿等）の写し
- (2) 提出期限
 - ・原則として、開札の日から3営業日以内
 - 例：4月8日（金）開札の場合は、4月13日（水）まで

3. 継続調査について

調査票が未提出の場合や継続調査によって当該事務所の責任者の常勤が確認できない場合は、市内受任者の認定は取り消しとなり、当該入札の参加資格が無くなるため、失格となります。なお、常勤とは、概ね週7日間のうち3日以上かつ30時間以上、当該事務所に勤務していることとします。

※参考資料：「測量・調査・設計における四日市市内受任者の認定基準要領」（改正後）
以上